平成２８年（フ）第２９５７号
東京都小金井市貫井南町３丁目６番26号
バードランド小金井205号室
破産者　株式会社木村建築事務所
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９５８号
東京都小金井市東町２丁目12―３―101
破産者　木村　泰彦
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０８５号
東京都西東京市新町１丁目４―３―708、開始決定時の住所東京都東大和市向原６丁目1242―１―405
破産者　山内　　大
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３９７４号
神奈川県相模原市南区御園５丁目７―14
破産者　吉村　洋之
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１６１号
千葉県市川市稲荷木３丁目13―16
破産者　秋山　由季
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０１８号
埼玉県蕨市錦町１丁目11番３号
破産者　株式会社マルシンモービルエンジニアリング
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０１９号
東京都足立区栗原１丁目22―11―202
破産者　廣島　　榮
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３０号
東京都荒川区東日暮里４丁目33―11―401
破産者　菊野　秀博
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３７号
東京都板橋区前野町２丁目４―９―701
破産者　富永　　武
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０８７号
千葉県館山市那古1065―５
破産者　村岡　皓一
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５１６７号
東京都目黒区上目黒１丁目16番12号　鈴房ビル
破産者　広栄機工株式会社
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２０５号
東京都台東区東上野３丁目15番13号
破産者　有限会社ケイシステムズ
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２３４号
東京都大田区大森北２丁目２番５―519号
破産者　有限会社村岡測量
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５２９１号
東京都千代田区平河町２丁目14―11―401
破産者　広瀬　南実
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５８３０号
東京都練馬区向山１丁目15―１―201
破産者　三崎　太郎
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９３６号
東京都練馬区東大泉６丁目49―２―704
破産者　大平　泰志
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９３７号
東京都世田谷区南烏山１丁目８―18―101
破産者　室井　大和
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９３８号
埼玉県八潮市大瀬４丁目13―４―105
破産者　中本　　篤
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９３９号
千葉県千葉市美浜区高浜６丁目21―３
破産者　日高　沢美
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９４１号
東京都中野区野方１―１―12―302、住民票上の住所熊本県阿蘇郡高森町大字高森1575
破産者　冨永　雅人（旧姓岩下）
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５９６５号
東京都目黒区碑文谷３丁目３―21―201
破産者　浦野　朋子
1　決定年月日　平成28年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部